

議案第47号

鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約の締結に関する協議について

別紙案のとおり鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約を鳥取県と締結すること
に関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第25
2条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月11日提出

日野町長 景山 享弘

鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約（案）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び日野町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び日野郡の区域（以下「圏域」という。）における行政サービスの維持及び向上並びに効率的な行政運営を促進するとともに、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、圏域に共通する諸課題の解決及び圏域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、圏域の他の町とともに鳥取県日野郡連携会議を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（発効）

第5条 この協約は、平成27年7月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役割分担	
		甲	乙
安心・安全の確保	障がい者雇用	・乙と連携して甲の障がい者雇用計画を策定し、事業を実施する。	・甲と連携して乙の障がい者雇用計画を策定し、事業を実施する。
	母子保健（発達支援等）	・母子保健分野における発達支援に係る専門人材の確保を図る。 ・乙の行う発達支援事業等へ参画する。	・発達支援事業計画を策定し、事業を実施する。
	消費生活相談及び消費者啓発	・乙と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。	・消費生活相談窓口の体制を整備する。 ・甲と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。
	公共土木施設の維持管理	・毎年度の乙との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並	・毎年度の甲との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並

		<ul style="list-style-type: none"> びに除雪を実施する。 ・災害の発生状況に応じて災害査定に向けての技術支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> びに除雪を実施する。 ・災害初期において、県管理道路、施設等のモニターを行う。
	有害鳥獣被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日野郡鳥獣被害対策協議会の事業計画の策定及び事業の実施に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の他の町とともに日野郡鳥獣被害対策協議会を設置する。 ・圏域の関係機関と連携して事業計画を策定し、事業の実施及び情報の共有を図る。
雇用創造、産業振興及び観光振興	移住定住・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を策定し、事業を実施する。
	農林業振興・6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を策定し、事業を実施する。
	戦略的な観光施策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を策定し、事業を実施する。
地域活性化及び行政機能・住民サービスの向上	人事交流等の手法による専門人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を策定し、事業の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を策定し、事業を実施する。
	圏域マネジメント能力のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同で職員の人材育成等に係る合同研修会を企画し、事業の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と共同で職員の人材育成等に係る合同研修会を企画し、事業を実施する。
	行政情報等の共同発信	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等を活用した共同発信に関する計画を策定し、事業の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と共同で広報紙等を活用した共同発信に関する計画を策定し、事業を実施する。
	事務の共同化に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の各町とともに行う機関等の共同設置等も含めた事務の共同化に関する検討を統括し、これに必要となる協議の場を随時設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の他の町とともに機関等の共同設置等も含めた事務の共同化に関する検討を行う。
	圏域教育のあり方の検討及び環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・乙が行う支援に参画し、事業計画の策定を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の他の町とともに県立日野高等学校の魅力づくり等に係る支援を行い、圏域の将来を担う人材の育成と圏域の活性化を図る。 ・圏域の他の町とともに

		圏域教育のあり方、効率的な教育行政の推進に関する検討を行い、事業計画を策定する。
圏域に共通する課題に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の各町とともに行う圏域に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要となる協議の場を随時設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の他の町とともに圏域に共通する課題に関する検討を行う。

概要

1 提出理由

日野町と江府町、日南町及び鳥取県による事務の共同処理については、これまで地方自治法に基づく「協議会」の制度を活用して実施してきたところであるが、圏域活性化のための取組をより一層拡充し推進するため、地方自治法の改正により新たに設けられた柔軟で機動的な連携の制度である「連携協約」を活用した枠組みに移行することとし、鳥取県と日野郡各町（日野町、日南町及び江府町）は地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく連携協約を締結する。

2 内容

(1) 協約（案）の概要

1 目的（第1条）

日野町と鳥取県が連携して事務を処理することにより、県と町及び日野郡の区域における行政サービスの維持及び向上並びに効率的な行政運営を促進するとともに、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、圏域に共通する諸課題の解決及び圏域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるもの

2 基本方針（第2条）

第1条に規定する目的を達成するため、圏域の他の町とともに鳥取県日野郡連携会議を開き、定期的に協議を行うとともに、県及び各町と各政策分野において役割を分担し、連携して事務を執行する。

3 役割分担（第3条）

県及び各町の役割分担を別表に規定。

(別表に規定する主な事務)

日野地区連携・共同協議会において共同執行していたチーム事業（発達支援、障がい者雇用、消費生活相談等）、専門部会における検討により連携実施する事業（道路維持管理・除雪、鳥獣被害対策等）、新たな連携事業（移住定住、観光戦略等）

4 経費負担（第4条）

事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、協議して定めるものとする。

5 発効（第5条）

協約の発行日を、平成27年7月1日とする。

(2) 連携協約による圏域連携・共同執行の考え方

- 制度上、「連携協約」は1対1で締結するものであり、県と各3町が協約を締結する。
- 県が3町と協約を締結することにより、圏域の連携の取組を担保することが可能。